

覚 書

社会福祉法人福祥福社会（以下、「甲」という）と MFC 株式会社（以下、「乙」という）とは、乙が甲に対して下記の求職者（以下、「丙」という）を紹介した有料職業紹介に関し、下記の覚書を締結する。

求職者（丙）名：_____

入職日：_____

（紹介料）

第1条 紹介料は以下のとおりとする。

（介護未経験常勤1名当たり 400,000 円(税抜)）

合計：_____ 円 （特記事項： 特になし）

（返金）

第2条 乙は丙が早期に退職した場合、下記に定める期間に応じた率を紹介料に乗じた金額を甲に返金するものとする。起算日は入職日を 1 日目とする。

- （1）入職後 7 日未満 100%
- （2）入職後 7 日以上 31 日未満 50%
- （3）入職後 31 日以上 93 日未満 30%
- （4）入職後 93 日以上 186 日未満 10%
- （5）186 日以降、返金はないものとする

（支払）

第3条 乙は甲に丙の入職を確認し、入職日の属する月の末締めで請求書を発行する。甲は、請求書発行翌月末までに乙に紹介料を支払うものとする。支払いの際の手数料は甲が負担する。甲は乙に丙の退職の事実を書面で伝え、乙は丙の退職を確認したのち、退職日の属する月の翌月末までに紹介料の返金を行うものとする。支払いの際の手数料は乙が負担する。

（協議事項）

第4条 本覚書に基づく有料紹介業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたる。人材紹介基本契約に定めのない事項および本覚書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定する。

以上、本覚書の成立を証するために、本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

有料職業紹介担当者名：_____

連絡先（Tel）：_____

年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名